

**改正**

平成18年12月19日条例第35号

平成24年 9 月25日条例第30号

平成26年 1 月15日条例第 2 号

令和元年12月20日条例第30号

飯綱町農業集落排水処理施設条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 農村集落における生活環境の改善及び農業用水の改善を図るため、飯綱町農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）を設置する。

2 処理施設は、次に掲げる事業により設置したものとする。

- (1) 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年飯綱町条例第30号。以下この項において「条例」という。）第 2 条第 2 号の規定に基づく農業集落排水事業
- (2) 条例第 2 条第 3 号の規定に基づく小規模集合排水処理施設整備事業
- (3) 条例第 2 条第 4 号の規定に基づく個別排水処理施設整備事業

(名称、区域及び位置)

**第 3 条** 処理施設の名称、排水処理区域及び終末処理場の位置は、別表第 1 のとおりとする。ただし、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業による施設は、次に掲げる区域以外の区域に設けるものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する事業計画区域
- (2) 農業集落排水事業実施要綱（昭和58年構改D第271号）の事業計画区域

(定義)

**第 4 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活に起因し、又は付随して発生する排水（し尿を含む。）をいう。
- (2) 雨水等 雨水及び屋外で使用する水道、井戸等の排水をいう。
- (3) 排水処理施設 汚水を浄化して河川に放流するため、町が設置した公共汚水ます、排水管、

終末処理場、合併処理浄化槽その他の施設の総体をいう。

(4) 終末処理場 排水処理施設のうち、汚水を浄化処理する貯留槽その他補完施設の総体をいう。

(5) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるため使用者が設置する排水管、排水ますその他の設備（屋内の排水管、水洗便所その他これらに固着するものを含む。）をいう。

(6) 使用者 排水設備又は水洗便所により排水処理施設に汚水を放流する者をいう。

(7) 合併処理浄化槽 個別排水処理施設整備事業、特定地域生活排水処理事業により設置する、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ処理後のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。

（管理人の選定とその義務）

**第5条** 排水設備を設置した者が町内に居住しないときは、法令、この条例等に基づく事項の一切を処理させるため、町内に居住する者を管理人に定め、町長に届け出なければならない。管理人を変更したときも、同様とする。

（排水設備からの流入制限）

**第6条** 町長は、排水設備からの流入によって排水処理施設を損傷し、その流通を妨げ、又はそのおそれがあると認めるときは、使用者に対しその流入を制限することができる。

2 雨水等は、排水処理施設に流入させてはならない。

（排水設備の設置義務）

**第7条** 排水設備は、排水処理施設の使用開始に合わせて、速やかに設置しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の排水設備の設置に要する費用は、使用者の負担とする。

（排水設備の構造基準）

**第8条** 排水設備は、町長が定める構造基準によらなければならない。

（排水設備の工事の申請）

**第9条** 使用者は、排水設備の新設、増設、位置変更、改造又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、町長は、申請人に対して当該工事に関する利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

(排水設備の工事の施工)

**第10条** 排水設備の工事の設計及び施工は、町長が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 指定工事店の指定については、町長が別に定める。

(しゅん工検査)

**第11条** 排水設備の工事が完了したときは、直ちに町長に届け出てしゅん工検査を受けなければならない。

(使用の開始、休止又は廃止の届出)

**第12条** 排水設備の使用を開始、休止又は廃止しようとする者は、町長に届け出なければならない。

(使用者等の異動又は変更の届出)

**第13条** 使用者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、遅滞なく町長に届け出なければならない。

- (1) 使用者に異動があったとき。
- (2) 使用者が住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 管理人を変更したとき、又は管理人の住所若しくは氏名に変更があったとき。

(排水設備等の管理責任)

**第14条** 使用者及び管理人は、善良な管理者の注意をもって排水設備又は水洗便所を管理しなければならない。

(使用料)

**第15条** 使用者は、排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

3 管理人は、使用料の納付については、使用者と連帯してその責めを負うものとする。

(汚水排出量の認定)

**第16条** 汚水排出量の認定は、次による。

- (1) 飯綱町上水道を使用する者にあつては、上水道の調定水量をもって汚水排出量とみなす。  
ただし、上水道使用量等の減量認定がされた場合は、これに準ずる。
- (2) 前号以外の水を使用する者にあつては、町長が貸与した水道メーターを設置し、その使用

量をもって汚水排出量とみなす。

(3) 前2号の水を併せて使用する者にあつては、第1号の認定水量に、前号の水を使用する蛇口1口に限りその用途及び人員を参考として町長が別に定める排出量を合算するものとする。

(4) 第1号及び第2号の水を使用する蛇口を2口以上併せて使用する者にあつては、原則使用者が、第2号の水について水道メーターを設置し、その使用量を合算するものとする。

(5) 前号に規定する水道メーターの1月当たりの使用料は、別表第3のとおりとし、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(6) 水道等の使用量と汚水排出量が著しく異なる場合は、その使用態様を勘案して町長が認定する。

(使用料の算定)

**第17条** 町長は、料金算定日の基準日としてあらかじめ定めた日（以下「定例日」という。）に認定した汚水排出量をもって定例日の属する月分の使用料を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要であると認めたときは、隔月の定例日にその日の属する月分及び前月分の使用料を算定することができる。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、定例日を変更することができる。

(月の途中における使用料の算定)

**第18条** 月の途中において排水処理施設の使用を開始、休止又は廃止したときの使用料は、次のとおりとする。

(1) 使用日数その月の15日を超えるときは、1月使用したものとして算定する。

(2) 使用日数が15日以内のときは、その月の基本料金は、2分の1として算定する。

(使用料の徴収方法)

**第19条** 使用料は、納入通知書により、2月分を一括徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納期限)

**第20条** 使用料の納期限は、別表第4のとおりとする。

(手数料)

**第21条** 排水設備の新設等の工事を申請する場合は、申請の際、手数料として500円を納めなければならない。

(使用料の督促)

**第22条** 使用者が納期限までに使用料を完納しないときは、町長は、納期限後20日以内に督促状を  
発しなければならない。

(使用料等の減免)

**第23条** 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料又は手数料を減免するこ  
とができる。

(排水設備等の随時検査)

**第24条** 町長は、排水処理施設の管理上必要があると認めたときは、排水設備を随時検査し、使用  
者又は管理人に対して適当な処置を命ずることができる。

2 前項の処置に要する費用は、処置を命ぜられた者の負担とする。

(不正工事)

**第25条** 町長は、承認を受けずに排水設備の新設等をした者又は雨水等を排水処理施設に流入さ  
せている者に対し、期限を付してその改修又は撤去を命ずることができる。

2 前項の改修又は撤去に要する費用は、改修又は撤去を命ぜられた者の負担とする。

(特別の理由による公共ます及び排水管の新設等)

**第26条** 使用者は、特別の理由により公共ます及び排水管の新設等をしようとするときは、あらか  
じめ町長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも  
同様とする。

2 前項の規定による公共ます及び排水管の新設等に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(管理)

**第27条** 排水処理施設の管理は、町長が行う。

2 町長は、排水処理施設の管理上必要なときは、管理業務の一部を委託することができる。

(委任)

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(過料)

**第29条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 町長の承認を受けずに排水設備の新設等をした者
- (2) 第10条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を施工した者
- (3) 第24条第1項に規定する検査を正当な事由がなく拒み、又は妨げた者

(使用料を免れた者に対する過料)

**第30条** 詐欺その他不正の行為によって、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れ

た金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の牟礼村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年牟礼村条例第17号）又は三水村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成8年三水村条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに課した、又は課すべきであった排水処理施設使用料その他の費用の取扱いについては、なおそれぞれ合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお、それぞれ合併前の条例の例による。

#### 附 則（平成18年12月19日条例第35号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年9月25日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年1月15日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して処理施設を使用している者に係る使用料であって、適用日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定使用料」という。））にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る率については、なお従前のおりとする。
  - 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する

特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦にしたがって計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

**附 則**（令和元年12月20日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**別表第1**（第3条関係）

農業集落排水処理施設の名称	排水処理区域	終末処理場の位置
クリーン上赤塩	上赤塩（扇平を除く。）の区域	飯綱町大字赤塩5984番地2
クリーンセンター袖之山	袖之山の区域	飯綱町大字袖之山641番地
クリーンセンター牟礼	高坂、夏川、野村上、北川、横手、中宿及び古町（芹沢を除く。）の区域	飯綱町大字柳里203番地
クリーンピア倉井	倉井（狐沢を除く。）の区域	飯綱町大字赤塩1047番地
クリーンピアみなみ	平出及び番匠の区域	飯綱町大字豊野4209番地及び4210番地
クリーン赤東	毛野、下赤塩及び東柏原の区域	飯綱町大字赤塩3892番地

**別表第2**（第15条関係）

基本料金（月額）	排出量（1 m <sup>3</sup> につき）	
	単位	料金
700円	100m <sup>3</sup> 未満	150円
	100m <sup>3</sup> 以上	200円

**別表第3**（第16条関係）

水道メーターの口径	使用料
-----------	-----

13ミリメートル	50円
20ミリメートル	100円
25ミリメートル	200円

**別表第4**（第20条関係）

使用月	納期
2月・3月分	4月20日から4月30日まで
4月・5月分	6月20日から6月30日まで
6月・7月分	8月20日から8月31日まで
8月・9月分	10月20日から10月31日まで
10月・11月分	12月20日から12月25日まで
12月・1月分	2月20日から2月28日まで